名城大学理工学研究科交通科学専攻の名称の変更について（届出）

平成２６年４月２５日

文　部　科　学　大　臣　殿

学校法人　名　城　大　学
理事長　小 笠 原　日 出 男

このたび，下記の事項について，学校教育法施行規則第 2 条の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。

記

・名城大学理工学研究科交通科学専攻の名称の変更（交通機械工学専攻）

以　上

変更の事由及び時期を記載した書類

フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　メイジョウダイガク 学校法人　名城大学
フリガナ 大学の名称	メイジョウダイガク 名城大学
大学本部の位置	愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地
届出の内容	学部の学科の名称変更 （現在の名称）　→　（変更後の名称） 理工学研究科　→　理工学研究科 英訳名　英訳名 (Faculty of Science and Technology)　(Faculty of Science and Technology) 交通科学専攻　→　交通機械工学専攻 英訳名　英訳名 （Division of Transportation Engineering）　（Division of Vehicle and Mechanical Engineering）

	届出学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	変更時期及び対象年次	所在地
届出学部等の概要	理工学研究科 交通機械工学専攻	年 2	人 16	年次 人 －	人 32	修士 （工学）	平成 27 年 4 月 第 1 年次	愛知県名古屋市 天白区塩釜口一丁目 501 番地

（1）名称変更の事由

交通科学専攻の母体学科である交通機械工学科は、自動車、航空機、鉄道、船舶を題材に機械工学を教育する学科として位置づけられ、相応しいカリキュラムが構成されるとともに、交通機械や機械工学に関連する専門の教員により組織されている。本学科は、昭和 40 年 4 月に新設された交通機械学科を礎として、平成 12 年 4 月に理工学部全体の改組に伴って交通科学科に名称変更され、さらに平成 23 年 4 月に現在の交通機械工学科へと名称変更されている。後者の変更は，本学科の教育が「機械工学」を柱としたものであることを、「交通科学科」の名称から直ちに読み取ることができなくなったことで，学内の教職員・学生の教育方針の理解低下や，受験生および求人企業に対して本学科が「機械系学科」であることの認識が希薄化を招くことになり、創設時の主旨および交通機械を題材に機械工学を教育するということがわかりにくくなってしまっていたことを理由としている。

このことは、大学院修士課程の交通科学専攻においても同様であり、本専攻が自動車や航空機といった交通機械を対象として高度な機械工学を教育するという主旨が、受験生や求人企業だけでなく学内の教職員・学部学生に対しても充分に伝わらない状況となっている。また、平成 23 年度に新学科名となった交通機械工学科に入学した学生の一部が、平成 27 年度に大学院修士課程に進学

する予定である。

以上より、今回は教育方針やカリキュラム内容、および入学者受け入れ方針等は変更せず、現在の教育主旨と専攻名を一致させ、また、交通機械工学科との名称の整合性も考え、「交通機械工学専攻」として名称変更する。

（2）名称変更の時期

平成 27 年 4 月 1 日

（3）在校生への対応

変更後の専攻名称の適用は，平成 27 年度入学生からとする。したがって、留年生も含めた在校生に対しては従前の専攻名称（交通科学専攻）および教育課程を適用し，授与する学位（修士（工学））にも変更は生じない。このことはガイダンスにより周知する。また，名称変更に係わる保護者への周知についても広報媒体を活用して行う。

変更の事項を記載した書類

１．名城大学大学院学則の変更の事由

（１）　第 4 条の改正

（事由）理工学研究科交通機械工学専攻に名称変更するため。

（２）　別表第１（第 4 条第 2 項関係）の改正

（事由）理工学研究科交通機械工学専攻に名称変更するため。

（３）　別表第 2（第 19 条関係）

（事由）理工学研究科交通機械工学専攻に名称変更するとともに，科目名称を変更するため。

（４）　別表第 3（第 32 条関係）

（事由）理工学研究科交通機械工学専攻に名称変更するため。

附則

（事由）施行日及び在校生への対応について明確にするため。